

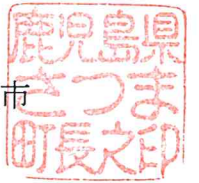
森林経営管理法に基づく経営管理権集積計画を定めた公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供します。

令和4年3月23日

さつま町長 上野 俊市



- 1 経営管理権集積計画の対象森林
経営管理権集積計画対象森林一覧表のとおり
- 2 縦覧場所
 - (1) さつま町役場耕地林業課内
 - (2) さつま町のホームページ
- 3 その他

本公告により、さつま町に経営管理権が森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。